

サーチャージ額の試算

1. 2012年度のサーチャージ額の試算値

(試算結果)

- サーチャージ額 約0.2円/kWhから約0.4円/kWh程度
- 月額 of 電力料金 7,000円の標準的家庭 (300kWh/月)
で、一月当たりのサーチャージ額 概ね70～100円程度
(既設の設備からの発電量を買取るか否かでも幅が生じる)。

(試算の前提)

- 標準ケースを設定し、その前後に幅を持たせた。
- 標準ケースの前提は、下記のとおり。
 - ・ 住宅用太陽光は、対前年度で4割の伸びを仮定。
 - ・ 非住宅用太陽光 (メガソーラーなど) は、事務局の把握している情報に基づき、7月から今年度末までに、50万kWの増加を仮定。
 - ・ 1000kW以上の水力は、事務局の把握している情報に基づき、7月から今年度末までに、2万kWの増加を仮定。
 - ・ 風力、1000kW未満の水力、バイオマスは、制度導入により、年度

の導入量がこれまでより5割伸びることを仮定。

■ 初年度の標準ケースの再生可能エネルギーの増加見込み量

現在の再生可能エネルギーの導入量 約1945万kW（電力ベース）

これに対し、初年度で、+250万kWの増加（約13%増）。

2. その後の推移

その後の推移については、太陽光パネルの価格低下効果と、導入増加による負担増加の効果の両面があるので、家庭からの太陽光発電からの調達価格の推移がわからない状況で、見通すことは困難。

サーチャージ額のかなりが、家庭からの太陽光発電からの買い取りに依存するため。

（参考）初年度の設備新設による導入増加に伴うサーチャージ額のうち、6割以上が家庭からの買い取り負担。非住宅用太陽光からの買い取り負担は、数パーセント程度。

3 法律上の見直し措置

法律上の見直し措置には、下記の規定あり。

1. 政府は、エネルギー基本計画が変更されること又は少なくとも三年ごとに、当該変更又は再生可能エネルギー電気の供給の量の状況及びその見通し、電気の供給に係る料金の額及びその見通し並びにその家計に与える影響、第十六条の賦課金の負担がその事業を行うに当たり電気を大量に使用する者その他の電気の使用者の経済活動等に与える影響、内外の社会経済情勢の変化等を踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2. 政府は、この法律の施行後平成三十三年三月三十一日までの間に、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律の抜本的な見直しを行うものとする。